

発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2017年2月16日 6 通告者 矢野 ほづみ

質問時間制限に抗議し順次伺う。

1 パワハラと市長らの責任

- ① この間、当市の市役所で上司の次長や部長から、暴力や暴言などのパワハラをうけ、精神疾患を患い、長期休暇に追い込まれ、経済的にも精神的にも追い込まれた元広報課長の問題を取り上げてきたが、近隣の東久留米市役所で、当時43歳の男性職員が「うつ病」を患い、10年12月から長期休暇を経て、休職し、13年5月から職場復帰訓練を始めたが、「上司からパワーハラスメントを受けている」として、保健師に相談するなどしていたものの、結局、3ヶ月後の同年8月、自宅で自殺するにいたったという事件が発生した。とても、他人事とは思えない、現実には、尊い人の命が失われたのであり、パワハラに過ぎないなどと事を軽視するわけにはいかない事態が引き起こされている。

この東久留米市役所の43歳の男性職員の場合は、15年の3月、精神疾患を抱える職員への適切な態勢や、安全配慮が欠けていたなどとして、その妻が東京地裁立川支部に提訴。市側は「適正な対処をした」と争ったが、昨年11月、立川支部は東久留米市に対し1500万円支払えなどとする和解を勧告する結果となり、東久留米市は、「事故を招いたことについては、本人、遺族、関係者に深く遺憾の意を表します。今後は、職場復帰支援体制などをさらに整備します。」としている。同様のパワハラ問題を抱える当市にとって、極めて、教訓的かつ示唆的な事件と言わざるを得ないが、市長は、自殺者を生み出してしまった東久留米の例を聞いてどのように本件パワハラ事件に取り組もうとしているか。

当市のパワハラ事件は、ようやく被害者がリハビリ勤務を始める段階にあるが、以下伺う。

- (1) 東久留米のような悲劇を繰り返さないため、どのように本件事件を処理するか、
 - (2) 本件パワハラ事件の加害者への処分はどのような手続きでどのように行うのか、
 - (3) また東久留米市役所の例を踏まえ、被害者への補償をどのように考えているか、
 - (4) とるべき市長自身の責任、
- をそれぞれ率直に伺いたい。
- ② パワハラ事件の加害者2名が1月末に、東京法務局人権擁護部に出頭したと聞かすが、東京法務局による事情聴取にいたった経過はどういうものだったか。東京法務局が特に問題視している具体的パワハラは何か、例えば市民部長が吐いた暴言のうち、東京法務局が問題視しているのは何か。

- ③ 東京法務局は、市役所に是正勧告はしたかまたは、する予定か。
- ④ 次に、本件事件について、これまでの調査で、明らかとなったパワハラ被害の実態は具体的に何か。
- ⑤ 12月議会でも質したが、元広報課長が、パワハラ被害に遭っているとき、経営政策部長の部下であった新任経営政策次長、課長、主事が次々に休職そして退職に追いこまれた事実がある。こういった事態を招いた上司として経営政策部長はとるべき責任があるのではないかと考えるが見解を伺う。これについて市長の責任を、明らかに。
- ⑥ 市長に伺うが、これまでの私の質問で、パワハラ行為、パワハラもみ消し、放置の疑いが判明している経営政策部長の、再任用を続ける考えか。
- ⑦ 市民部長が市長のことをどう呼んでいるか知ってるのか？ 市民部長に、
いつまで部長職を続けさせるか。

2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)改正による当市への影響について

- ① 広島県の土砂災害をうけて2015年に土砂災害防止法が改正されたが、主な改正内容を伺う。
- ② この改正により、全国の崖地など、土砂崩れの危険がある地域を「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」に指定されることとなっているが、当市で調査の入っている地域を把握しているか。
- ③ この「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」に指定されると、どのような制限等があるのか、伺う。
- ④ このような地域に「老人ホーム」等、いわゆる災害時要援護者等の施設を建設する際にはどのような措置が必要となるのか。
- ⑤ 規制がかかるのは、おおよそ一年後であるが、規制がかかる前にこのような地域に「老人ホーム」等が建設された場合、市はこの災害時要支援者が居住する施設に対して、災害時どのような対策をするのか。